小作爭議調査表

No. 111

（月報番號第一五七號）

（昭和九年十一月分）

項目	内容
場所	朝倉郡蜷城村大字朝田
關係人員	地主 一手山初次郎 外九名 小作人 古賀和作郎 外廿九名
地主關係團体	ナシ
原因	地主側と小作人側との間に昭和四年より向ふ八年迄五ヶ年間小作料一割三分五厘の減額を協定中のところ昭和九年は契約更新の要あると共に旱魃被害を理由に減額要求あるべきを予想し收穫前に事案を解決せんと小作人に意を通じたる處小作人は協定の結果三割減を要求せるに因る
要求事項	小作料永久三割減要求
經過	地主側は向後毎年其年の收穫高に徴して小作料を協定すべき旨回答し、本年度に在りては双方立毛の検見をなすべく通知したるも小作人側に於て之を拒絶す 小作人は全農朝田支部の応援にて強硬なる態度を持しつゝありたるも、関係者ならざる他地主が將来の平和を考慮し極力斡旋に努めたる左の條件に解決せり
發生	昭和九年十一月一〇日
終熄	昭和〃年十二月二日
關係地種類面積	田 十五町
小作人關係團体	全農福佐聯合会 蜷城村朝田支部

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考
一、小作料最低三割、最高九割減を以て各地主各小作人間に個々減額決定す	